

令和5年度【個人住宅用】

江東区地球温暖化防止設備導入助成事業

(太陽光発電システム・蓄電池・HEMS・エコキュート・
エネファーム・高反射率塗装・高断熱窓・電気自動車等充電設備)

◆ 申請受付期間

※必ず工事着工前に申請してください。

令和5年4月3日(月)～令和6年3月15日(金) 必着

◆ 助成対象者

- 区内に住宅(店舗、事業所等を併用する住宅及び賃貸住宅を含む。)を所有する個人または区内に自らが所有する住宅を求めようとする個人。
- 区内にある住宅の居住者(住宅の所有者から設備を設置することについて同意を得ている場合)。
※集合住宅の1戸に居住しており、個人で工事契約を結ぶ場合には「個人住宅用」として申請してください。

次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
- 申請者は、導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。
- 導入する設備に対して、当該申請年度を含む過去5年以内に、この制度により助成金の交付を受けていないこと。
(※本助成金の交付は、過去5年以内において同一住宅につき、助成対象設備の種類ごとに1回限りとなります。)
- 令和6年3月29日(金)までに設備導入完了報告書を提出できること。
(※領収書等支払いを完了したことを証する書類の写しの添付が必要となります。)

この事業は「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

【受付窓口・郵送先】

江東区 温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

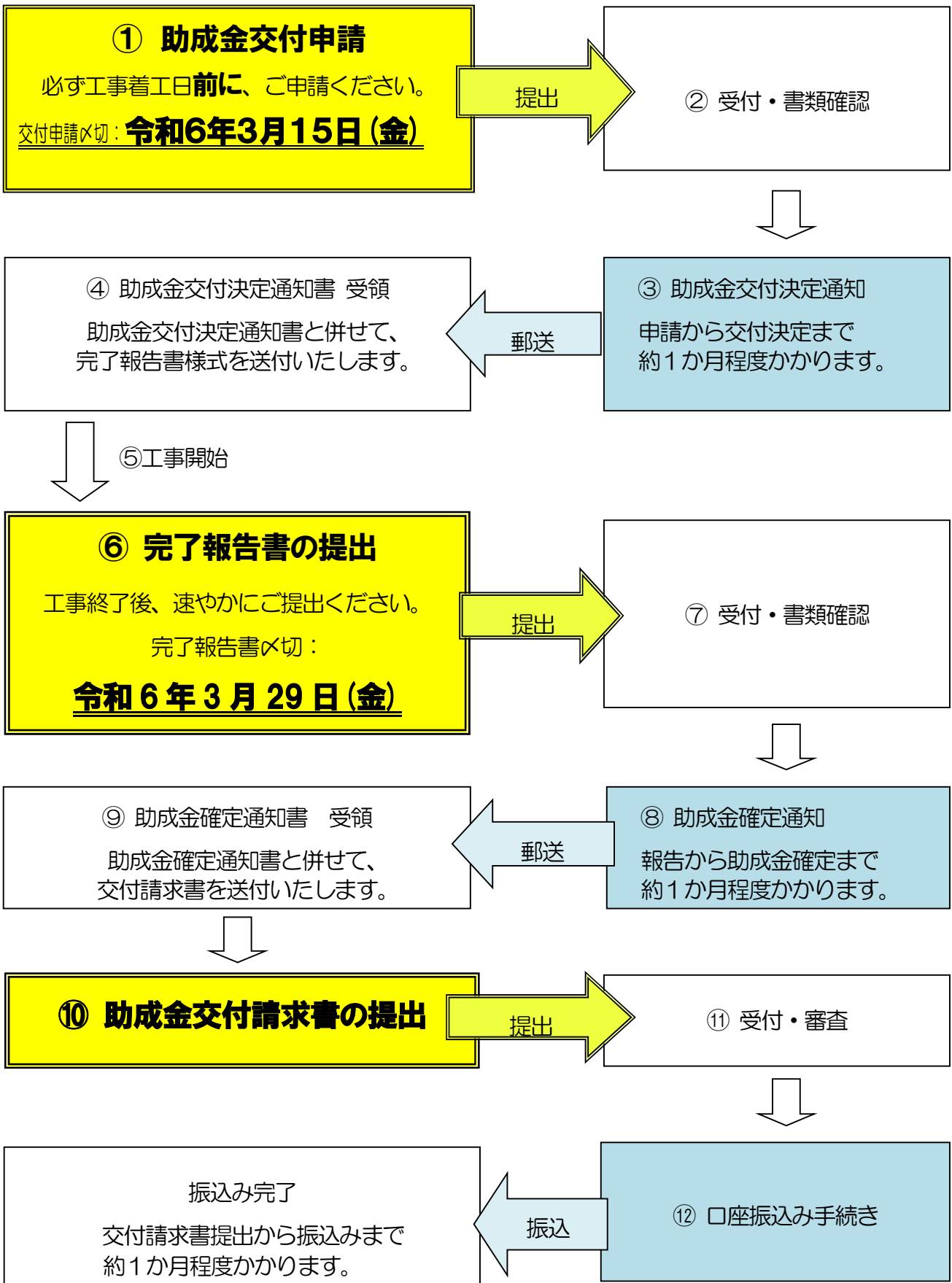
(※出張所では受け付けていません。)



◆ 申請手続きの流れ

《ご申請者様》

《区役所温暖化対策課》



◆助成対象設備・助成金額

設備の種類	助成金額・上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kWあたり50,000円(上限 200,000円) ただし、蓄電池と同時に申請する場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kWあたり60,000円(上限 240,000円)
蓄電池	蓄電池容量1kWhあたり10,000円(上限 1設備あたり100,000円) ただし、太陽光発電システムと同時に申請する場合は、1kWhあたり25,000円(上限 1設備あたり200,000円)
エネルギー管理システム機器 (HEMS)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり 20,000円)
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり 40,000円)
燃料電池装置 (エネファーム)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり100,000円)
高反射率塗装	施工面積1㎡(平方メートル)あたり1,000円(上限200,000円) ※施工面積は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
高断熱窓(既築のみ)	設置に要する経費の10%(上限 1件あたり100,000円)
電気自動車等充電設備	設置に要する経費の10%(上限 普通充電設備(5基まで)1基あたり100,000円。ただし、急速充電設備(1基まで)の場合、1基あたり500,000円)

※「設置に要する経費」とは、「設備本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用」とします。
※区の助成金額と他の補助金の合計額が実支出額を上回る場合は、実支出額から他の補助金を差し引いた額とします。

【要件】

太陽光発電システム	<p>居住の用に供する部分に連系する太陽光発電システムであって、次の要件を全て満たすもの。</p> <p>①太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、または、国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る)。</p> <p>②申請者が電力会社と電力受給に関する契約を締結しているもの。</p> <p>③申請する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であるもの。</p>
蓄電池	<p>居住の用に供する部分に使用する蓄電池であって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象製品として登録しているもの。</p> <p>②太陽光発電システム又は燃料電池装置(エネファーム)と常時接続していること。</p>

H E M S	<p>居住の用に供する部分に使用するエネルギー管理システム機器であって、ECHONET Lite(一般社団法人エコーネットコンソーシアムが策定した、消費電力量に応じて空調、照明その他の機器を自動的に制御し、消費電力の把握により節電を可能にする通信規格をいう。)を標準的なインターフェースとして搭載しているもの。</p>
エコキュート	<p>居住の用に供する部分に使用するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 JIS C 9220:2018 評価に基づく性能表示のある機種において、ふろ保温機能のある機種にあつては、年間給湯保温効率(JIS)が 2.7 以上、ふろ保温機能のない機種にあつては、年間給湯効率(JIS)が 3.1 以上のもの。</p> <p>ただし、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率(JIS)または年間給湯効率(JIS)が 2.4 以上のもの。</p> <p>ア 容量が 240 リットル未満の小容量タイプ(一体型タイプを含む)</p> <p>イ 多缶タイプ(薄型 2 缶タイプ等)</p> <p>ウ 多機能タイプ</p>
エネファーム	<p>居住の用に供する部分に使用する燃料電池装置であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が機器登録制度において登録しているもの。</p>
高反射率塗装	<p>居住の用に供する建物の屋根及び屋上及びベランダ(太陽光熱が反射する部分に限る。)に係る高反射率塗装の被膜工事であって、次の要件のいずれかを満たす高反射率塗料を塗布するもの。</p> <p>①JIS・K5675(屋根用高日射反射率塗料)の規格を満たすもの。</p> <p>②JIS・K5602(塗膜の日射反射率の求め方)又はJIS・R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)における当該塗料の日射反射率(近赤外領域)の数値が 50 パーセント以上のもの</p> <p>※JIS・K5675 においては、カタログで要件を確認します。</p> <p>JIS・K5602、JIS・R3106 においては第三者機関の証明書の写しを提出してください。</p>
高断熱窓 (既築のみ)	<p>居住の用に供する部分に使用する高断熱窓であって、次の要件をすべて満たすもの。※既築のみ対象(新築は対象外)</p> <p>①内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかであること。</p> <p>②改修後の熱貫流率が 4.65W/m²・K 以下であること。</p> <p>③一つ以上の居室において、すべての窓について改修すること。</p>
電気自動車 等充電設備	<p>居住の用に供する建物の敷地内に設置する電気自動車等充電設備であって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①急速充電設備・普通充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド等のいずれかであること。</p> <p>②次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定しているもの。</p>

◆ 申請に必要な書類

様式(書類の名称の最後に★印がついているもの)は、区のホームページより印刷できます。

導入する設備や設置する建物の状況によって必要な書類が変わります。

証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。

<p>地球温暖化防止設備 導入助成金交付申請書 (第1号様式) ★</p>	<p>内容をよく確認の上、ご記入ください。 <u>申請書提出後、施工期間や導入する設備等が変更になった場合は、事前に必ずご連絡ください。ご連絡がない場合、交付決定が取消になることがありますので、ご注意ください。</u></p>
<p>助成対象設備経費内訳書 (第2号様式) ★</p>	<p><u>設備ごとに1枚ずつ提出してください。</u> ◇金額欄には<u>値引き後、消費税抜きの金額を記載</u>してください。 ◇付属機器、設備工事に係る費用については、<u>該当設備設置に必要な経費のみ記載</u>してください。(諸経費は必要経費に含めてかまいません) ◇対象外経費は、既設機器撤去・処分費、事務・申請代行手数料、電力変更申請費、メンテナンス保証料、売電メーター、暖房管接続費、オール電化工事に伴うガス管撤去費、工事に伴うその他設備の移設費等です。</p>
<p>助成金申請者本人確認書類の写し</p>	<p>以下の書類等本人確認ができる書類の写し (申請者本人が窓口で申請する場合は提示で可) ①運転免許証、運転経歴証明書 ②健康保険証、後期高齢者医療被保険者証 ※保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングしてください。 ③個人番号カード(表面のみ)</p>
<p>当該工事の見積書 または契約書の写し</p>	<p><u>施工会社の印があり、当該工事費用の内訳がわかるもの</u>を提出してください。 ◇施工会社と契約会社が異なる場合、注文書など契約関係のわかる書類も併せて提出してください。</p>
<p>当該設備が助成要件を満たしていることを証明する書類</p>	<p><u>カタログや仕様書など、導入する設備の型番と助成要件を満たしていることがわかるもの</u>を提出してください。 ◇電気自動車等充電設備の場合は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている補助対象充電設備型式一覧表のうち、導入する設備の該当部分を併せて提出してください。</p>
<p>平 面 図 等</p>	<p>設備を<u>設置する場所がわかる図面</u>をご提出ください。 ※新築の場合は、各階の平面図をご用意ください。 ◇提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください ◇導入する設備のメーカー・品番・2台目からは数量等を記載してください。 ◇太陽光発電システムはモジュールの枚数がわかる配置図面を提出してください。 ◇高反射率塗料は塗装する場所を色別し、寸法がわかるように記載してください。(施工面積の算出表への記載でも可)</p>
<p>工事着手前の写真</p>	<p>設備を設置する場所の写真を図面と照合して建物のどこの場所に設置するかわかるように撮影し、<u>カラー</u>で提出してください。 ※<u>申請書提出時の現状のもの</u>を提出してください。 ◇提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください。 ◇高反射率塗料は<u>塗装する箇所の全面および形が分かるように</u>撮影してください。(写真は複数枚に分かれても可) ◇新築、建替えなどの場合で建築前、建築中の場合は、近隣風景がわかる写真を提出してください。</p>

<p>住民税納税証明書の写し ※未納がある場合は、受付できません。</p>	<p>令和4年度(令和3年分)特別区民税・都民税納税証明書 ◇令和5年度(令和4年分)の証明書を誤って添付しないようご注意ください。 ◇非課税の方は、令和4年度(令和3年分)の非課税証明書を提出してください。 ◇令和4年1月1日に国内に居住していなかった場合は、そのことを証明する書類をご提出ください。(例)戸籍の附票など</p>
<p>委任状★</p>	<p>申請者本人に代わって、代理の方が申請を行う場合には必ずご提出ください。 ◇家族、同居人等が代理で申請を行う場合も必ず提出してください。 ◇委任事項に係る手続きに関する通知等は、すべて代理人宛に送付します。</p>
<p>新築工事請負契約書の写し 【新築・建替えの場合】</p>	<p>新築・建替え住宅の場合は、申請者名義の工事請負契約書であること、建築場所が江東区内であること、工事期間、導入する設備の内容等を確認します。 ◇導入設備の契約変更等がある場合は、その変更契約書の写しを併せて提出してください。</p>
<p>同意書★ 【申請者と所有者が異なる場合】</p>	<p>申請者と所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者が記入した同意書を提出してください。様式は区ホームページから印刷できます。 ◇共同所有者、同居人についても、同意書の提出が必要です。</p>
<p>接続図 【蓄電池の場合】</p>	<p>太陽光発電システムまたは燃料電池装置(エネファーム)と常時接続していることを確認できる接続図面(単線結線図等)を提出してください。</p>
<p>第三者機関の証明書の写し 【高反射率塗装の場合】</p>	<p>塗料の要件を満たしていることが確認できる第三者機関の証明書を提出してください。(JIS・K5602、R3106のみ) 第三者機関の例:(財)日本塗料検査協会、(財)建材試験センターなど</p>
<p>施工面積の算出表★ 【高反射率塗装の場合】</p>	<p>施工面積の算出の根拠となります。 ◇寸法はセンチメートル単位(=0.01m単位)で計測</p>

◆ **申請書提出にあたってのご注意**

- 申請は、設備設置の着工前日まで受け付けますが、助成金交付決定はその通知書をもって決定いたします。
- 申請者本人に代わって代理の方が申請をする場合は、申請者の**委任状が必要**です。
- 様式に決まりがないものは、全て **A4 サイズの用紙で提出**してください。
申請書類を**データで受領することはできません。**
- 申請書等の記入にあたり、**摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。**
- 設備は未使用品とし、中古品は助成対象外です。
- 助成金額を算出する際には、**1,000 円未満の端数は切捨て**とします。
- 設備導入の際は、日照、建物の構造、周辺の住環境等を十分検討してください。
- 太陽光発電システム設置により、雨漏り等の問題が生じるケースが発生しています。
保険制度の活用等、事前にご確認ください。

※都や国の補助金と併用できる場合があります。

各種お問合せの上、申請時期、工事日程、機種などをよくご検討ください。

【※国の補助金の問合せ先】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/>（※電話番号は各事業により異なります。）
- ・一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部
<http://www.cev-pc.or.jp/> TEL:03-3548-9100

【※都の補助金の問合せ先】

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
<https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult> TEL:03-5990-5236 (総合相談窓口(家庭向け))